

岐阜県公報

目次

告示

皆伐限度面積の公表

公示

平成三十年度技能検定(後期)の実施

(治山課)

(労働雇用課)

一

二

号外 (一) 平成三十年九月三日

告示

岐阜県告示第四百二十号

保安林の平成三十年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成三十年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

保安林区域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位: ha)	
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
高 原 川	高山市(旧上幸村の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域に限る。)	1,566.08	397.24
宮 川	高山市(旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域を除く。)	2,799.20	494.53
庄 川	高山市(旧庄川村の区域に限る。)、大野郡	1,362.90	873.42
飛騨川上流	高山市(旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。)	943.32	172.31
飛騨川中流	下呂市	724.70	374.38
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	56.03	263.12
長良川上流	郡上市	997.25	539.13

長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	613.91	678.06
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,668.65	1,080.39
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	167.08	386.35
木曾川	中津川市、恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。)	650.10	762.35
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	55.48	509.80
矢作川	恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。)	47.86	187.80

保安林種	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積(単位:ha)
千 膏 防 備 林 保 安	揖斐郡揖斐川町(旧揖斐川町の区域に限る。)	1.48
	揖斐郡池田町	17.70
	郡上市(旧大和町の区域に限る。)	2.84
	郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)	4.38
	郡上市(旧明宝村の区域に限る。)	1.48
	恵那市(旧恵那市の区域に限る。)	1.46
	中津川市(旧福岡町の区域に限る。)	2.24
	下呂市(旧金山町の区域に限る。)	2.30
	高山市(旧高山市の区域に限る。)	1.90
	高山市(旧朝日村の区域に限る。)	3.22
	高山市(旧高根村の区域に限る。)	0.60
飛騨市(旧宮川村の区域に限る。)	0.96	
岐阜市		4.00
郡上市(旧明宝村の区域に限る。)		2.46

保健保安林		1.12
郡上市(旧和良村の区域に限る。)		
多治見市(旧多治見市の区域に限る。)		2.58
下呂市(旧金山町の区域に限る。)		7.83
高山市(旧園府町の区域に限る。)		1.48
郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)		0.20

公 示

平成三十年度技能検定(後期)の実施
 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により平成三十年度技能検定(後期)を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示します。
 平成三十年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施等級等
 - 技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。
 - 二 実施する等級区分及び検定職種(作業)
 - 1 特級
 - 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造
 - 2 一級及び二級

鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業及びプラスチック成形用金型製作作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、プリプレス（DTP作業）、プラスチック成形（フロー成形作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）及び印章彫刻（木口彫刻作業）

3 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）及び写真（肖像写真デジタル作業）

4 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千百円
四 実施期日

1 実技試験
平成三十年十二月三日（月）から平成三十一年二月十七日（日）までの間に於いて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 平成三十一年一月二十七日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験

(2) 三級

電気機器組立て、配管及び型枠施工

(二) 平成三十一年二月三日（日）に実施する検定職種

(1) 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級

油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻、金型製作、自動販売機調整及び時計修理

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図及び時計修理

(三) 平成三十一年二月十日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

プリント配線板製造、製版、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、樹脂接着剤注入施工、テクニカルイラストレーション、空気圧装置組立て、鉄筋施工及びコンクリート圧送施工

(2) 三級

機械加工、プリント配線板製造、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、機械検査、電子機器組立て、鉄筋施工及び写真
 (3) 単一等級
 電子回路接続

五 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

六 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

後期試験の問題の公表は、平成三十年十一月二十六日(月)から行います。

七 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 県が指定する技能検定受検申請書
 (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
 (三) 三に定める手数料
 (四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

2 提出先

〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ一丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二六〇 八六八六)

3 受付期間

平成三十年十月一日(月)から同月十二日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。
 (二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面(写しでも可)を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を技能検定受検申請書に添えて納付してください。

なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

八 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成三十一年三月十五日(金)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成三十一年三月十五日(金)付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

九 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験(計画立案等作業試験、判断等試験及び製作等作業試験)の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（岐阜県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一
内線二二九六）

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認
できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

技能検定についてご不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課（電話〇五八 二七
二 一一一一 内線三一一三三）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二六〇
八六八六）までお問い合わせください。

平成三十年九月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社